



平成 22 年度社会資本整備総合交付金の 配分（新規計画分）概要について

平成 22 年 4 月 23 日

四 国 地 方 整 備 局

各地方公共団体等が新たに作成した社会資本総合整備計画に基づき、同計画の目標を実現するための事業に対し、社会資本整備総合交付金を配分しました記者発表が国土交通本省において行われましたのでお知らせいたします。

記者発表資料については、国土交通省 H P に掲載されています。

U R L : <http://www.mlit.go.jp/>

○ お問い合わせは

国土交通省 四国地方整備局

企画部 事業調整官 清川 喜博 (内線 3116) (直通 087-811-8309)

平成22年4月23日

社会资本整備総合交付金の配分（新規計画分）概要について

各地方公共団体等が新たに作成した社会资本整備計画に基づき、同計画の目標を実現するための事業に対し、社会资本整備総合交付金を配分しましたので、その概要について別添資料のとおりお知らせいたします。

【問い合わせ先】

国土交通省

大臣官房 社会資本整備総合交付金総合調整室 塩見、横山

(代表) 03-5253-8111 (内線) 57-731、57-732

(直通) 03-5253-8967

(FAX) 03-5253-8968

平成 22 年度
社会資本整備総合交付金関係
予算配分（新規計画分）概要

目 次

I.	平成 22 年度社会資本整備総合交付金関係 予算配分方針（新規計画分）	1
II.	平成 22 年度予算配分総括表（新規計画分）	2
III.	都道府県別等配分額	3
	（参考 1）社会資本総合整備計画の策定状況について	4
	（参考 2）社会資本総合整備計画の実例	5
	（参考 3）今回提出された社会資本総合整備計画に おける効果促進事業の実例	12

平成 22 年 4 月

社会资本整備総合交付金の配分（新規計画分）概要

I. 平成22年度社会资本整備総合交付金関係予算配分方針 (新規計画分)

1. 社会資本整備総合交付金の創設

- 「活力創出」、「水の安全・安心」、「市街地整備」、「地域住宅支援」の各政策目的を実現するため、地方公共団体等が作成した社会资本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会资本整備事業及び関連する社会资本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援。
- 社会資本整備総合交付金（以下「新交付金」という。）は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金等を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫が活かせる総合的な交付金として創設。

2. 新交付金の特長（別添1参照）

- 従来の補助金が、「個別施設」の整備を対象としていたのに対し、新交付金は、地域が抱える具体的な「政策課題」を解決するという「政策目的」そのものを重視。
 - ① 地域の課題解決のために地方公共団体が策定する「計画」全体に対するハード・ソフト両方からのトータル支援へ根本的に衣替え。
 - ② 個々のアウトプットを重視した施策から、計画全体としてのアウトカムに着目した施策に転換。
- 地方の自由度、使い勝手は画期的に向上
 - ① 従来よりも国費の流用が大幅に自由。
 - ② 繰越等の手続き面の負担が大幅に軽減。
 - ③ 創意工夫を發揮してソフト事業が実施可能。

3. 配分方針

- 公共事業費が全体として抑制される中、地方公共団体の要望を踏まえ、地域経済等への影響を考慮して、事業効果の早期発現等の観点から、年度当初からの速やかな執行を図ることができるように、継続事業等については、所要の経過措置（別添2参照）を設けた上で、去る3月26日に新交付金の配分を行った。
- 今回は、地域の政策課題の解決のために各地方公共団体等が新たに作成した社会資本総合整備計画（※）に基づき、同計画の目標を実現するための新規事業に対し、緊急度や熟度を踏まえて所要額を配分する。

※ 新たな社会資本総合整備計画：192計画

- ・未配分の新規事業についての計画 : 129
- ・未配分の新規事業と交付金を配分済の継続事業等を合わせた計画 : 63

II. 平成22年度予算配分総括表（新規計画分）

[事業費]

（単位：億円）

区分	配分額
社会資本整備総合交付金	394

注) 事業費は配分する国費をもとに推計したものである。

注) 国費ベースで173億円（平成22年3月26日に21,677億円を配分済）

III. 都道府県別等配分額

(単位:百万円)

区分	既配分額	今回配分額	平成22年度 配分額合計
北海道	228,051	1,009	229,060
青森	46,768	37	46,805
岩手	48,487	10	48,497
宮城	57,023	482	57,504
秋田	49,661	701	50,362
山形	36,549	495	37,044
福島	63,709	409	64,118
茨城	95,429	95	95,524
栃木	74,344	567	74,910
群馬	65,803	2,451	68,254
埼玉	142,658	1,429	144,087
千葉	121,317	446	121,763
東京	464,031	1,156	465,187
神奈川	216,058	1,235	217,293
山梨	51,297	1,815	53,112
長野	80,541	1,736	82,277
新潟	139,642	140	139,782
富山	51,664	485	52,149
石川	53,930	3,241	57,171
岐阜	75,252	589	75,841
静岡	114,369	1,246	115,615
愛知	206,711	1,198	207,909
三重	52,655	184	52,839
福井	45,274	2,536	47,810
滋賀	39,558	12	39,570
京都	82,673	81	82,754
大阪	290,762	13	290,775
兵庫	161,445	87	161,532
奈良	52,492	245	52,736
和歌山	51,788	1,430	53,217
鳥取	34,638	18	34,656
島根	50,720	522	51,242
岡山	56,908	248	57,156
広島	89,247	670	89,917
山口	64,703	68	64,771
徳島	31,695	122	31,817
香川	26,793	46	26,839
愛媛	46,724	272	46,996
高知	35,783	97	35,880
福岡	197,657	8,777	206,434
佐賀	41,313	826	42,139
長崎	68,976	30	69,006
熊本	76,190	1,645	77,835
大分	55,270	167	55,437
宮崎	57,042	144	57,186
鹿児島	76,407	83	76,490
沖縄	101,160	133	101,293
合計	4,371,167	39,426	4,410,593

注1) 事業費は配分する国費をもとに推計したものである。

注2) 計数はそれぞれ四捨五入しているため端数において合計とは一致しないものがある。

(参考1)社会資本総合整備計画の策定状況について

■ 策定計画数等

■全国合計 192計画

■計画を策定した団体数 418団体

{ 都道府県: 43団体
政 令 市: 13団体
市 町 村: 362団体

《都道府県別の策定計画数》

都道府県名	策定計画数
北海道	6
青森県	2
岩手県	2
宮城県	3
秋田県	3
山形県	3
福島県	5
茨城県	3
栃木県	4
群馬県	6
埼玉県	7
千葉県	5
東京都	10
神奈川県	12
山梨県	3
長野県	5

都道府県名	策定計画数
新潟県	2
富山県	3
石川県	2
岐阜県	7
静岡県	5
愛知県	5
三重県	3
福井県	4
滋賀県	1
京都府	5
大阪府	2
兵庫県	5
奈良県	6
和歌山県	6
鳥取県	1
島根県	2

都道府県名	策定計画数
岡山県	3
広島県	6
山口県	3
徳島県	4
香川県	2
愛媛県	3
高知県	5
福岡県	5
佐賀県	4
長崎県	1
熊本県	7
大分県	3
宮崎県	3
鹿児島県	2
沖縄県	3
合計	192

(参考2) 社会資本総合整備計画の実例

流域一体となつた総合的な浸水対策の推進（水の安全・安心）

計画のポイント

- 風水害や土砂災害等の自然災害による被害を未然に防止・軽減するための治水対策等を計画的に実施し、災害に強い県土づくりを推進。併せて、効果促進事業を活用して土砂動態把握のためのモニタリングを実施し、県内各流域の土砂管理計画の策定等により、流域一体となつた効率的な河川管理を促進。もつて安全・安心な暮らしの持続的な確保を図る。
- 平成17年9月洪水と同規模に対して、**床上浸水戸数を解消させる。**
床上浸水戸数(平成17年9月と同規模洪水) 86戸(H17年9月) ⇒ 0戸(H26年度末)

【計画策定主体：宮崎県】

【効果促進事業】

総合土砂管理計画策定

総合土砂管理計画策定等により、効率的な河川管理の促進。

土砂の堆積状況



河川断面の確保



【基幹事業】

警報設備更新



海岸整備等による安全・安心なまちづくりの推進(水の安全・安心)

計画のポイント

- 津波、高潮、波浪や海岸侵食など、住民の暮らしを脅かす災害から地域を守るために海岸保全施設の整備と併せ、効果促進事業を活用して市町村がハザードマップを作成することにより、地域一体となつたハード・ソフト両面からの安全・安心なまちづくりを推進。
- 浸水・浸食のおそれのある面積を減少させる。

浸水・浸食のおそれのある面積 162ha(H21年度末) ⇒ 32ha(H26年度末)

【計画策定主体：青森県、風間浦村、佐井村、東通村】

【基幹事業】

侵食対策

侵食状況



人工リーフの整備

人工リーフの整備による侵食対策(鳥沢海岸)

※イメージ

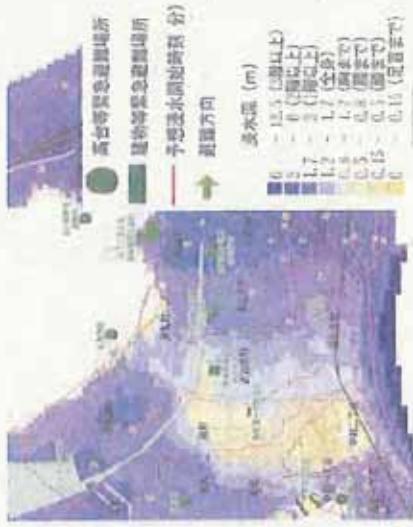
老朽化対策



老朽化が著しい護岸の改良
(蛎崎海岸)

【効果促進事業】

ハザードマップの作成



市街地整備と地域資源の活用による中心市街地の活性化（市街地整備）

計画のポイント

- 市街地再開発、区画整理、暮らし・にぎわい再生事業を実施するとともに、都市交通の利便性の向上等を図り、沖縄市における**中心市街地の再活性化**を総合的に推進
- 衰退傾向にある中心市街地について、**歩行者通行量、都市福利施設利用者数の増加**を目指す
- 歩行者通行量（休日） 5,964人／日（H22当初） ⇒ 6,302人／日（H26末）
都市福利施設利用者数 907,457人／年（H22当初） ⇒ 1,021,057人／年（H26末）

【計画策定主体：沖縄市】

【基幹事業】

住宅、商業施設等の整備による
地域の生活拠点の形成（再開発）



老朽密集住宅地の改善による
安心・安全な住環境の形成（区画整理）



【効果促進事業】

駐車場誘導システムによる
来街者の利便性の向上



中心市街地循環バスによる
中心部の回遊性向上



都市公園、都心軸を核とした観光交流等の推進（市街地整備）

計画のポイント

- 徳山公園の再整備、都心軸周辺における都市公園の安心・安全対策等を推進し、徳山駅から徳山公園までの都心軸ににおける既存ストックを活用したまちづくりを総合的に推進
- 観光立市に向けた核となる徳山公園の利用者数の増加を目指す
30万人／年（H22年度）⇒ 40万人／年（H26年度）

【基幹事業】



【効果促進事業】



※ 写真・イラストはいずれもイメージ

山梨・静岡交流圏域における観光振興による地域活性化（市街地整備）

計画のポイント

○富士山を中心とした伊豆半島における観光ルート形成に向けた調査や広域観光マップづくり等の取組を通じて、富士山周辺や伊豆半島に分布する観光地間にアクセスを強化するとともに、広域的な地域活性化を図る。

○山梨・静岡交流圏域における観光入込客数等の増加を図る。

5. 海外からの観光客増加数	H26年度	16.
6. 海外からの観光客増加数	H26年度	3%

【計画策定主体：山梨県、静岡県】

【基幹事業】

観光地間のアクセス道路の整備



観光拠点やアクセス道路の浸水リスク軽減のための河川護岸整備



【関連社会資本整備事業】

・周遊観光ルート形成調査
・広域観光マップ作成



【効果促進事業】

観光拠点やアクセス道路の浸水リスク軽減のための河川護岸整備



砂浜海水浴場の景観・利用の向上



山梨県

静岡県

老朽建築物の建替え等による安全な住宅・市街地の形成（地域住宅支援）

計画のポイント

- 密集住宅市街地の整備とあわせて、遊歩道の再整備等を行うことにより、東京都内における**安全な住宅・市街地の形成**を総合的に推進
- 防災上危険な市街地について、**不燃領域率※の向上**を目指す
56.2%（H18年度）⇒ 62%（H26年度末）
※ 市街地の「燃えにくさ」を表す指標。70%以上になると、市街地の延焼による焼失率が概ねゼロ。

【計画策定主体：東京都、杉並区、葛飾区、練馬区】

【基幹事業】

密集市街地内の共同建替え



ポケットパークの整備



防災上危険な老朽建築物を
除却して整備

【効果促進事業】

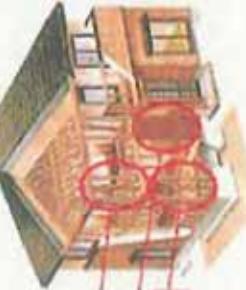
遊歩道の再整備



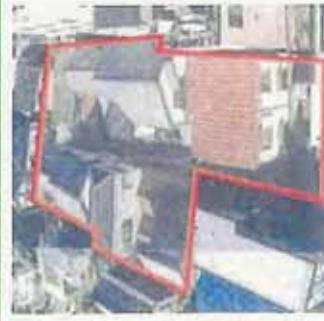
遊歩道等の安全対策（老朽化した遊具の撤去、段差解消等）



狭あい道路の整備



筋交いによる補強
外壁の不燃化
接合部の補強



住宅の耐震化・不燃化



遊歩道の整備

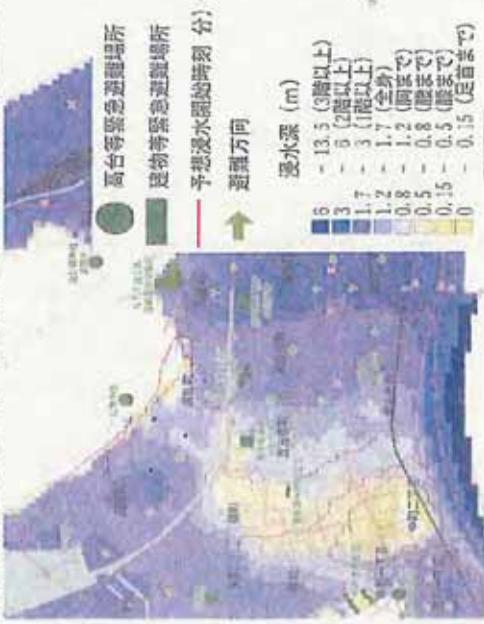


(参考3)

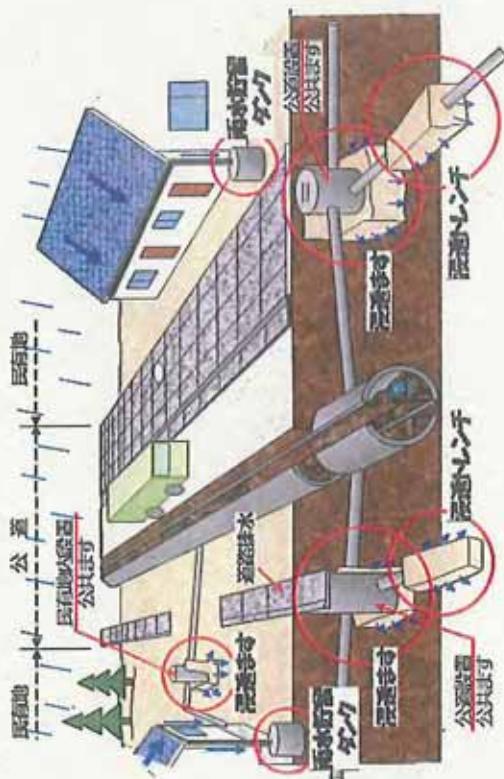
今回提出された社会資本総合整備計画
における効果促進事業の実例

今回提出された社会資本総合整備計画における効果促進事業の実例（水の安全・安心基盤整備）

○ハザードマップ作成 (目標:洪水、津波・高潮による浸水被害の軽減)



○雨水貯留タンク設置補助 (目標:都市浸水被害の軽減)



○土砂動態に係るモニタリング調査、土砂管理に係る計画作成 (目標:効率的な河川管理の促進)

モニタリング調査

海岸地形調査



土砂生産実態調査



河床変動調査



※写真・イラストはいずれもイメージ

今回提出された社会资本総合整備計画における効果促進事業の実例（市街地整備）

- 地域活動拠点の整備
(目標: 中心市街地のにぎわいの再生)



- 防災マップの作成
(目標: 安全・安心まちづくり)



- 周遊観光ルートの調査検討
(目標: 広域的な観光振興)



- まちづくりワークショップ支援
(目標: 魅力ある都市空間の形成)



- 緑化ボランティア活動支援
(目標: 交流拠点となる都市公園の整備)



- ビジネスマッチングの場の提供
(目標: 広域的な物流効率化)



※写真・イラストはいずれもイメージ

今回提出された社会资本総合整備計画における効果促進事業の実例（地域住宅支援）

- 住宅相談
(目標:住まいづくりの支援)
- ロック塀の安全対策
(目標:密集市街地の安全対策)



住宅の新築・リフォーム、耐震改修、
資金調達、施工者紹介等



ロック塀の生け垣化等により密
集市街地の安全性を向上

- 中心市街地における住宅取得支援
(目標:まちなか居住の推進)



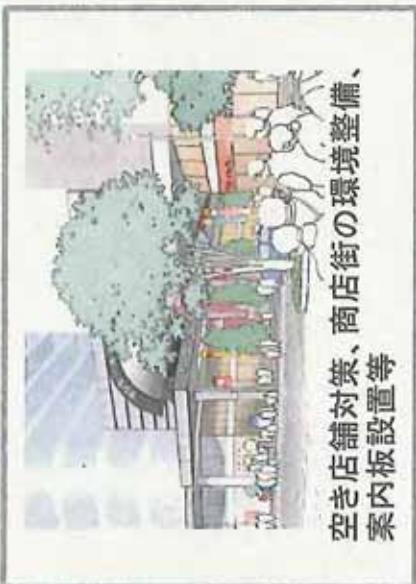
中心市街地での住宅取得に
対する利子補給

- 歴史的な建築物の調査
(目標:歴史的な景観の形成)



中山道の古建築調査

- 防犯灯の設置
(目標:安心できる住宅地の整備)



空き店舗対策、商店街の環境整備、
案内板設置等



夜間でも安心して暮らせる
住宅地を整備

※写真・イラストはいずれもイメージ

社会资本整備総合交付金の特長

ポイント

- ◇ 地域が抱える政策課題を自ら抽出して整備計画で明確化
- ◇ 地域が設定した具体的な政策課題の解決のため、ハード・ソフトの両面からトータル支援
- ◇ 地方公共団体の自由度を高め、使い勝手を向上

これまで

新交付金

個別施設ごとにタテ割り
で補助採択

計画全体をパッケージで採択

個々のハード整備にだけ
使用

基幹のハード事業と一体的に行う他種の事業を自由に選択可
(関連社会資本整備事業)
地方の創意工夫を活かしたソフト事業も可(効果促進事業)

補助金が余れば返還か
繰越手続
(他には回せない)

計画内の他事業に国費の流用可
(予算補助事業は) 年度間でも国費率の調整可
⇒ 返還・繰越の手続不要。順調な事業の進捗も可能。

国が詳細に事前審査
個々のアウトプットに着目

地方自らが目標を設定し、事後評価・公表
計画全体としてのアウトカムに着目

整備計画に掲げる政策目標の達成(成果指標で事後評価)



住宅・社会資本の整備

基幹事業

- ◎ 活力創出基盤整備
(道路、港湾)

- ◎ 水の安全・安心基盤整備
(治水、下水道、海岸)

- ◎ 市街地整備
(都市公園、市街地、広域連携等)

- ◎ 地域住宅支援
(住宅、住環境整備)

関連社会資本整備事業

- ・各種「社会資本整備事業」
(社会资本整備重点計画法)

- ・「公的賃貸住宅の整備」

効果促進事業

- 計画の目標実現のため
基幹事業一体となつて、基
幹事業の効果を一層高め
るために必要な事業・事務
(ソフト事業を含む)
- 全体事業費の2割目途
(例) 基幹事業が「道路」の場合
・コミュニティバス車両の購入
・アーケードモールの設置・撤去
・離島航路の船舶の改良(省エネ化等)
・観光案内情報板の整備
・社会実験(レンタサイクル、自転車乗り
捨てシステム…)
・計画検討(無電柱化、観光振興…)

新交付金の「社会资本総合整備計画」に基づく交付と経過措置①



国土交通省

原則

: 新たな「整備計画」に基づき交付対象事業に交付金を交付

新規事業

新たに「整備計画」を作成

→ 新たな「整備計画」に位置付け

地域経済などへの影響から
年度当初からの切れ目ない執行の強い要請

経過措置

新規事業（一部）

事前に特定計画(※)に位置付け

- ・「提案事業」への充当が可能（従前の交付金事業のみ）
- ・計画に位置付けた事業等の範囲内で基本的に自由な充当が可能

継続事業

特定計画(※)に位置付けあり

特定計画(※)に位置付けなし

「整備計画」とみなされる
「特定計画」に位置付け

→ 新たな「整備計画」の作成不要

22年度限定

従前の補助要綱等の内容、
手続に準じる

・当該事業に限つて充当が可能

配分

- ・「関連事業」への充当が可能
- ・計画に位置付けた事業等の範囲内で基本的に自由な充当が可能

新たな「整備計画」
を作成して位置付ける

四
ノ
二

(※) 特定計画：「整備計画」（＝社会资本総合整備計画）の計画事項に相当する事項を含む下記の一定の計画
地域活力基盤創造計画、都市再生整備計画、地域住宅計画、古都保存事業計画、古都保存事業計画、緑地保全等事業計画、津波・高潮危機管理対策緊急事業計画、海岸耐震対策緊急事業計画、海岸堤防等老朽化対策緊急事業計画

(参考) 「整備計画」の計画事項

- ・計画の名称／計画の目標／計画の期間
- ・計画の目標を達成するためには必要な交付対象事業
- ・計画の期間における交付対象事業の全体事業費
- ・交付対象事業等の効果の把握及び評価に関する事項

「関連事業」：関連社会資本整備事業及び効果促進事業
「提案事業」：地方公共団体が提案する事業又は事務
（従前の交付金制度）

新交付金の「社会资本総合整備計画」に基づく交付と経過措置②



国土交通省

年度初の配分時

「特定計画」に位置づけられた事業

→配分

海岸耐震対策緊急事業
• a 海岸 (○○地区)
• b 海岸 (△△地区)

特定計画内
のみ流用可

22年度限定
従前の補助要綱等に準ずる事業

→配分

海岸高潮対策事業 (○○海岸)
M市公共下水道事業
広域河川改修事業 (○○川)

各事業のみ
充当可
(流用不可)

改めて「社会资本総合整備計画」
を作成し、事業を位置づけ

今 後

【基幹事業】

- 海岸耐震対策緊急事業
 - a 海岸 (○○地区)
 - b 海岸 (△△地区)

□ 海岸高潮対策事業 (○○海岸)

□ M市公共下水道事業

□ 広域河川改修事業 (○○川)

【関連社会资本整備事業】

防災盛土 (○○公園嵩上げ)

【効果促進事業】

ハザードマップの作成
水防訓練実施事業

① 新たな整備計画内で「流用」可

② 「ソフト事業等」を追加

平成22年度 社会資本整備総合交付金の配分

(徳島)

(単位:千円)

分 野	計画名	計画策定主体	配分国費	備 考
水の安全・安心基盤整備	総合的な土砂災害対策の推進	徳島県	10,000	
市街地整備	公園施設長寿化計画策定および適切な維持管理の実施による安全・安心な公園づくり	徳島県	8,000	
地域住宅支援	徳島市における安心で良好な住環境の形成 阿波市の住宅地における良好な居住環境の形成	徳島市 阿波市	18,000 24,000	
	合 計		60,000	

平成22年度 社会資本整備総合交付金の配分

(香川)

(単位:千円)

分 野	計画名	計画策定主体	配分国費	備 考
水の安全・安心基盤整備	総合的な土砂災害対策の推進	香川県	7,000	
地域住宅支援	高松市都市計画区域内における安全な住宅市街地の形成	高松市	16,000	
	合 計		23,000	

平成22年度 社会資本整備総合交付金の配分

(愛媛)

(単位:千円)

分 野	計画名	計画策定主体	配分国費	備 考
水の安全・安心基盤整備	肱川圏域における総合的な土砂災害対策の推進	愛媛県	9,000	
地域住宅支援	松山市中心市街地のにぎわいの再生	松山市	48,100	
	西条市中心市街地のにぎわいの再生	西条市	36,700	
	合 計		93,800	

平成22年度 社会資本整備総合交付金の配分

(高知)

(単位:千円)

分 野	計画名	計画策定主体	配分国費	備 考
水の安全・安心基盤整備	高知県東部圏域における総合的な治水対策の推進	高知県	7,000	
市街地整備	都市公園の計画的な維持管理の推進	高知県	12,000	
	地震時における防災性の向上による住民の安全・安心の確保	中土佐町、越知町	9,000	
地域住宅支援	高知県地域住宅計画	高知県、高知市、室戸市、安芸市、香南市、香美市、南国市、土佐市、須崎市、四万十市、宿毛市、土佐清水市、東洋町、奈半利町、田野町、田野町、大豊町、北川村、馬路村、芸西村、本山村、中土佐町、佐佐町、大川村、いの町、仁淀川町、津野町、日高川町、越知町、四万十町、梼原町、三原村	18,850	
	合 計		46,850	